

事務連絡
令和7年3月27日

各 { 都道府県
市
特別区 } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

「PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」が環境省において、別添1のとおり各都道府県・各政令市の水環境保全担当部（局）長及び産業廃棄物行政主管部（局）長あてに送付されました。

水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者（以下「水道事業者等」という。）におかれましては、水道における暫定目標値を超過する濃度のPFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な管理について、別添通知を踏まえた対応をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、当課において別添通知の内容について、水道事業者等による理解の一助となるよう、環境省にも確認いただいたうえ、別添2のフローチャートを作成しましたので、併せてお知らせします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対して、本件を周知していただくようお願いいたします。

[添付資料]

- ・別添1 PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について（令和7年3月26日 環境省）
- ・別添2 PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について（フローチャート）

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当：山口、渡部

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp